

岩手県告示第770号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、共同漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件を次のとおり定める。

平成20年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成21年3月1日
- 2 申請期間 平成20年11月11日から平成21年1月13日まで
- 3 存続期間 平成21年3月1日から平成25年8月31日まで

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

公示番号 二共第20号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	さけ・いわし小型定置漁業	4月1日から翌年1月31日まで

(2) 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先（大尻網）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第48号の5 久慈市長内町長浜の標識

方位標 久慈市侍浜町牛島灯台の中心

ア点 基点第48号の5から方位標を見通した線を基準として60度544メートルの点

イ点 基点第48号の5から方位標を見通した線を基準として44度15分1,216メートルの点

ウ点 基点第48号の5から方位標を見通した線を基準として55度40分1,255メートルの点

エ点 基点第48号の5から方位標を見通した線を基準として68度30分575メートルの点

2 関係地区 久慈市

3 条件

- (1) 沖出し最端部及びアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (2) 毎年4月10日から6月10日までの期間中は、箱網の網目は5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。
- (3) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。